

(公印省略)
住第30144-2号
令和7年1月17日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県県土整備部住宅政策課長 石関 史幸

基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0である事業者に係る保険契約
締結証明書等の送付の廃止及び住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日届出の義務
の周知について(依頼)

平素より、群馬県の不動産行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添写しのとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課及び不動産業課
から令和6年6月24日付け事務連絡がありました。

つきましては、貴会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 概要

- (1) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第12条第1項の届出に関し、基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である事業者については、令和7年3月31日基準日以降、0戸である旨の保険契約締結証明書等の送付が廃止されます。
- (2) 保険契約締結証明書等の送付がない場合(基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸)であっても、基準日前10年間に1戸以上引き渡している場合は、国土交通大臣又は都道府県知事に届出を行う義務があります。

担当：住宅政策課宅建業係
電話：027-226-3525